

コンピューターディスク・カセットテープ・その他適切な媒体を利用した読み資料は、現在一部利用可能な状況である。

(3) 訓練と雇用

① 大学

IT教育を重視した大学が設立され、大学レベルの研究機関での障害者向けIT教育が行われている。例えば、天津理工大学では聴覚障害者向け情報専門学科が、北京連合大学では特別教育学院でのソフトウェア設計学科が開設されている。障害者連合会主催の短期IT教育もなされており、重度障害者向けの教育コースやTV、ネットによる遠隔教育が実施されている。

3.4.10 中国

(1) ITアクセシビリティへの取組み

① 香港特別行政区政府

2001年9月30日、政府のウェブサイトのアクセシビリティを高め、民間組織やコミュニティに対するウェブアクセシビリティの啓蒙に努力するとのプレスリリースを発表した。政府の情報普及に関する委員会は、ウェブアクセシビリティに関するガイドラインを含む、ウェブページガイドラインを1999年に出しており、このガイドラインが、政府のウェブサイトのアクセシビリティ改善・向上の参考になるとしている。政府は2001年初頭に調査を行い、公的機関等の半数以上は、すでに障害のある人にとってアクセシブルなサイトになっているか、またはアクセシブル改善を計画していることがわかったとしている。

4. 生活機能分類による政策・サービスの分類

日本において行われてきた政策やサービスなどを、WHOの国際生活機能分類(ICF: International Classification of Functioning Disability and Health、以下ICF)との対応を見ていく。

ICFの環境因子には、「生産品と用具」、「自然環境と人間がもたらした環境変化」、「支援と関係」、「態度」、「サービス・制度・政策」の5つのカテゴリがあるが、今回はそのうち「生産品と用具」、「サービス・制度・政策」の2つに関して述べる。

4.1 生産品と用具

- (1) 障害者等によるIT利用の促進(経済産業省、2003年)
- (2) 重度・重複障害のある子どもが、瞬きや息をストローに吐くことによってパソコンの操作が行えるような支援機器を開発(国立特殊教育総合研究所、2004年)
- (3) 「自立的移動支援プロジェクト推進委員会」による端末システムの開発(国土交通省、2004年)

4.2 サービス・制度・政策

- (1) 高齢者、障害者の情報通信利用に対する支援の在り方に関する研究会(総務省郵政事業庁、2000年)
- (2) 通信に関する現状報告(総務省郵政事業庁、2000年)

- (3) e-Japan 重点計画(案) (行動情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、2002 年)
- (4) 情報バリアフリープロジェクト (経済産業省、2003 年)
- (5) 自立支援プロジェクト (国土交通省、2004 年)
- (6) 誰もが IT を利用できる社会の実現を目指して (総務省)

障害者と IT の関わりが始まったのは、1970 年代の前半であった。しかし、調査できたものは、そのほとんどが「e-Japan 戦略」が発表される前後に始まったものであり、IT 革命の流れによって、障害者に対する IT 保障の意識が高まったことが想像される。もちろん、それ以前の 1980 年代にも高齢者・身体障害者に対する情報通信システムの開発・普及に関する調査研究会が情報通信技術の専門家たちにより開かれていたが、実際に制度・サービスとして形作られてきたのは、IT 革命以後のことである。それに比べ欧米諸国は、1990 年代から IT と障害者に関わる制度やサービスを充実させ、IT 革命を経てそれらを充実させてきたことが伺える。この差こそが、日本と諸外国との IT に関する意識の差であるとも考えられる。

5. 障害当事者にとっての IT

IT 技術の一つとして GPS や GIS がある。実際、わが国でも自律的移動支援プロジェクト (国土交通省) や障害者等 IT バリアフリープロジェクト (経済産業省) では GPS は一つの有力なツールとして期待されている。このように最新の情報技術を駆使し、障害者のために社会インフラを整備する各種プロジェクトが進行しているにも関わらず、実際上の支援対象者は主に視覚障害者、あるいは車いす使用者が含まれているに過ぎないのが現状である。

一方、視覚障害者以外でも自律移動が困難な障害者は存在する。例えば、脳に外傷を負って記憶や認知に障害のある方の中には地誌的障害と呼ばれる地理情報に関する障害のある方がいる。実際、10メートル先のトイレから独りでは戻ってくるのできない重度の地誌的障害者もいる。加えて、発達障害児、学習障害者の中にも地理に対する見当識に障害のある方がいる。

図 1 に GPS 利用の一例として、携帯情報端末 (PDA) に表示された地図データの画面の例を示す。図 1 のように GPS を利用すれば現在地や歩行の軌跡を地図上で示すことができる。表示の方法を工夫すれば、上述の地誌的障害のある方にとっても有用なツールとなる可能性は十分にある。しかし、地誌的障害者を対象とした機器や情報技術、社会情報インフラを利用した試みや研究自体が行われておらず、ノウハウの蓄積が殆どないことも大きな課題である。上述の GPS の利用例に限らず、障害者の支援のための IT の有効活用の余地はまだ残っている。

電動車いすを日常利用している重度の肢体不自由者に対して IT について意見を求めた。中には「今や必要不可欠であり、なくてはならぬ物」と回答する方もおり、IT 革命の影響が障害者のごく身近にまで及んでいることが伺える。

IT の便利な点として、

- ・自分の障害や同じ障害をもった人達の HP を検索することができ、生活便利グッズを探すことができるベッド上に居ながらも情報は手に入り、そのため仕事ができる

- ・障害を負ってから IT は欠かせない（移動の大変な状況の中で自宅にいながら、連絡のやりとりができ、情報を仕入れたりできる等）

一方、IT の不便な点として、

- ・お金がかかる
- ・IT 機器がコンパクト過ぎ、操作方法が精密になっているため、操作が難しくなっているなどの意見が寄せられた。



図1 GPS 利用の一例（現在地や歩行の軌跡を地図上で示すことができる）

6. まとめ

文献や書籍あるいはインターネットのホームページ等を調査、いわゆる文献調査法により、わが国、米国、EU 全体、英国、フランス、スウェーデン、デンマーク、イタリア、オーストラリア、韓国、中国における IT 革命の動向と障害者支援の施策あるいはプロジェクトについて概要をまとめた。これらの国々での関連動向の全てを調査できたわけではなく、列記することができなかったプロジェクトも多数存在する。加えて、上記の国以外でも様々な取組みが行われていることは言うまでもない。しかし、IT 革命の動向と関連するプロジェクトの世界的な流れについては本調査結果から伺うことが可能だと考える。

本研究を進めるにあたり、大いに協力を頂いた国立身体障害者リハビリテーションセンター学院言語聴覚学科の中井結香氏、窪内礼子氏、増田清香氏、同学院義肢装具学科の中村友紀氏、青木紗綾子氏、岡田安紀子氏、村田恭子氏に深く感謝する。

参考文献

(1)兵庫県 HP：用語の解説、available from

<http://web.pref.hyogo.jp/gijyutsukikaku/cals/m_08.html> (accessed 2006-03-15)

(2)やさしい！IT 講座総集編：available from <<http://www.itkoza.go.jp/menu.html>> 2000 年 12 月～2001 年 4 月 (accessed 2006-03-15)

- (3) コンピュータの歴史、available from
 <<http://www.mech.eng.himeji-tech.ac.jp/sanki/jyohou/rekisi.html>> (accessed 2006-03-15)
- (4) 「平成 13 年版労働経済の分析」:<要約>情報通信技術 (IT) の革新と雇用、available from
 <<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/roudou/01/2-1.html>> (accessed 2006-03-15)
- (5) 月尾嘉男・田原総一郎、東大で月尾教授に聞く！IT 革命のカラクリ、2000 年、アスキー：
 中途視覚障害者の触読効率を向上させるための総合的点字学習システムの開発、木塚泰弘
 他、平成 11 年、available from
 <<http://www.econ.keio.ac.jp/staff/nakanoy/article/braille/BR/index.html>> (accessed
 2006-03-15)
- (6) CSUN 2004 年度会議 基調講演、available from
 <<http://www.udit.jp/ud/report/event/csun2004/honyaku/keynoteindex.html>> (accessed
 2006-03-15)
- (7) 『アクセシブルテクノロジー IT と障害者が変えるビジネスシーン』 Gary Moulton, LaDeana
 Huyler, Janice Hertz, Mark Levenson 著、(株)ユーディット 監訳(日経 BP ソフトプレス)
- (8) 国際生活機能分類、WHO、中央法規、2002
- (9) 総務省 郵政事業庁: 高齢者・障害者による情報通信の利用に対する人的支援及びウェブア
 クセシビリティの確保に向けた課題と方策、available from
 <http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/pressrelease/japanese/tsusin/000523j501>
 (accessed 2006-03-15)
- (10) 国立特殊教育総合研究所:available from <<http://www.nise.go.jp/>> (accessed 2006-03-15)
- (11) 経済産業省: 高齢者・身体障害者に対する情報通信システムの開発・普及に関する調査研究
 会、高齢者・身体障害者に対する情報通信システムの開発・普及に関する調査研究会最終
 報告(案) 1985 年 5 月 available from
 <http://www.meti.go.jp/policy/policy_management/15fy-hyouka-set/15fy2nd025.pdf>
 (accessed 2006-03-15)
- (12) NIDRR (The National Institute on Disability and Rehabilitation Research) available
 from <<http://www.ed.gov/about/offices/list/osers/nidrr/index.html>>(accessed 2006-03-15)
- (13) NARIC (National Rehabilitation Information Center) :available from
 <<http://www.naric.com/naric>> (accessed 2006-03-15)
- (14) NCDDR(National Center for Dissemination):available from <<http://ncddr.org/>>
 (accessed 2006-03-15)
- (15) RESNA (Rehabilitation Engineering and Assistive Technology Society of North
 America): available from <<http://www.resna.org/>> (accessed 2006-03-15)
- (16) IITF (Information Infrastructure Task Force) : THE INFORMATION
 INFRASTRUCTURE TASK FORCE、 available from
 <<http://www.ibiblio.org/nii/NII-Task-Force.html>> (accessed 2006-03-15)

- (17)CAP: available from <<http://cap.tricare.osd.mil/>> (accessed 2006-03-15)
- (18)障害者関連情報技術センター (Center for Information Technology Accommodation) 連邦政府調達庁 (General Services Administration) : available from <<http://www.gsa.gov/Portal/gsa/ep/home.do?tabId=0>> (accessed 2006-03-15)
- (19)Tool for Life ジョージア州の技術支援適用プロジェクト: available from <<http://www.gatfl.org>> (accessed 2006-03-15)
- (20)トレース・センター ウィスコンシン大学の研究機関: available from <<http://trace.wisc.edu/>> (accessed 2006-03-15)
- (21)CATEA ジョージア州立工科大学建築学部工業デザイン専攻: available from <<http://www.catea.org>> (accessed 2006-03-15)
- (22)closing the gap: available from <<http://www.closingthegap.com>> (accessed 2006-03-15)
- (23)ABLEDATA アシスティブ・テクノロジー製品・設備: available from <<http://www.abledata.com/>> (accessed 2006-03-15)
- (24)Information Resources for People with Disabilities: available from <<http://www.sd.soft.iwate-pu.ac.jp/sensui/>> (accessed 2006-03-15)
- (25)社会福祉法人プロップ・ステーション」: available from <<http://www.prop.or.jp/>> (accessed 2006-03-15)
- (26)こころ web: available from <http://www.kokoroweb.org/other/www_overseas.html> (accessed 2006-03-15)
- (27) アメリカ・インターネットでみるアメリカの障害者福祉、available from <http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/prdl/jsrd/norma/n191/n191_074.htm> (accessed 2006-03-15)
- (28) 米国における情報アクセシビリティ関連の法制度についての調査中間報告」石川准、available from <<http://fuji.u-shizuoka-ken.ac.jp/~ishikawa/reha508.htm#z3>> (accessed 2006-03-15)
- (29)共用品推進機構: available from <<http://www.kyoyohin.org/06report/benkyokai0h.html>> (accessed 2006-03-15)
- (30)IT media: available from <<http://www.itmedia.co.jp>> (accessed 2006-03-15)
- (31)EU の取組みの歴史: Previous EU research activities、available from <http://www.europa.eu.int/comm/employment_social/soc-prot/disable/rtd_en.htm> (accessed 2006-03-15)
- (32)ICF:国際インフォメーション基金調査報告書、available from <<http://www.icf.or.jp/icf/index.html>> (accessed 2006-03-15)
- (33)eEurope ベンチマークサーベイ: available from <http://europa.eu.int/information_society/eeurope/i2010/docs/benchmarking/051222%20Final%20Benchmarking%20Report.pdf> (accessed 2006-03-15)

- (34) COMMISSION OF THE EUROPEAN COMMUNITIES : COMMUNICATION FROM THE COMMISSION TO THE COUNCIL, THE EUROPEAN PARLIAMENT, THE EUROPEAN ECONOMIC AND SOCIAL COMMITTEE AND THE COMMITTEE OF THE REGIONS, i2010 - A European Information Society for growth and employment, available from
 <http://europa.eu.int/information_society/europe/i2010/docs/communications/com_229_i2010_310505_fv_en.pdf> (accessed 2006-03-15)
- (35) 欧州委員会調査レポート” online availability of public services” : available from
 <http://europa.eu.int/information_society/soccul/egov/egov_benchmarking_200.pdf> (accessed 2006-03-15)
- (36) COUNCIL OF THE EUROPEAN UNION: Accessibility の法律、available from
 <http://europa.eu.int/comm/employment_social/knowledge_society/res_eacc_en.pdf> (accessed 2006-03-15)
- (37) NTT データ: 欧州における国民 ID カード/EID カードの状況、available from
 <http://e-public.nttdata.co.jp/f/repo/73_euro200210/euro200210.asp> (accessed 2006-03-15)
- (38) JIPDEC (財団法人 日本情報処理開発協会) : available from <<http://www.icot.or.jp/>> (accessed 2006-03-15)
- (39) 次世代電子商取引推進評議会: E-com ベンチマーク 報告書 I、available from
 <http://www.ecom.jp/ecit/report/e_gov/e_gov_3.pdf> (accessed 2006-03-15)
- (40) ジェトロ、ドイツの紹介ページ: available from
 <<http://www.jetro.de/j/trend/trend08012004.htm>> (accessed 2006-03-15)
- (41) イギリス : available from
 <[http://archive.cabinetoffice.gov.uk/e-envoy/briefings-top/\\$file/onlinecampaign.htm](http://archive.cabinetoffice.gov.uk/e-envoy/briefings-top/$file/onlinecampaign.htm)> (accessed 2006-03-15)
- (42) プロジェクト事例 (Family Fund) : available from <<http://www.familyfund.org.uk/>> (accessed 2006-03-15)
- (43) プロジェクト事例 (MedCom) : available from
 <<http://www.medcom.dk/engelsk/index.asp>> (accessed 2006-03-15)
- (44) プロジェクト事例 (sundhed) : available from
 <http://www.sundhed.dk/wps/portal/_s.155/1836> (accessed 2006-03-15)
- (45) eEurope Award : available from <<http://www.e-europeawards.org/>> (accessed 2006-03-15)
- (46) 障害保健福祉研究情報システム: available from <<http://www.dinf.ne.jp/index.html>> (accessed 2006-03-15)
- (47) 独立行政法人(NICT)情報通信研究機構: 情報バリアフリーのための情報提供サイト、

- available from <<http://www2.nict.go.jp/ts/v862/105/index.html>> (accessed 2006-03-15)
- (48)CLAIR 財団法人 自治体国際化協会によるウェブサイト: available from
<<http://www.clair.or.jp/index.html>> (accessed 2006-03-15)
- (49)Australasian Legal Information Institute: World Wide Web Access, Disability
Discrimination Act Advisory Notes、 available from <<http://www.austlii.edu.au/>>
(accessed 2006-03-15)
- (50)香港特別行政区政府プレスリリース: available from
<<http://www.info.gov.hk/gia/general/200109/30/0929144.htm>> (accessed 2006-03-15)

III. 分担執筆報告

6. CSUNに見る技術動向

分担執筆者 伊藤 和幸、諏訪 基

要旨 2006年3月20日～25日の6日間にわたり、米国ロサンゼルスでCSUN2006が開催された。CSUNは当初カリフォルニア州立大学ノースリッジ校(California State University, Northridge)が主催して開催していた“障害者とテクノロジー”をテーマにした国際コンファレンス(Annual International Conference “Technology and Persons with Disabilities”)である。毎年3月にロサンゼルスで開催されており、今年は21周年を迎えた。この会議の技術的テーマは情報・コミュニケーション支援技術であり、IT技術の観点からはヒューマンインタフェース技術の障害分野への応用が開発課題となる。分科会のテーマは対象とする障害別では視覚障害、言語・聴覚障害、認知障害、学習障害、精神障害、高次脳機能障害といった障害を対象としたものを中心に議論が行われた。この会議の特色は、工学系研究者、PT・OT・ST等リハビリテーションの臨床現場の専門家、障害当事者、アシスティブ・テクノロジーの企業など、幅広い種類の参加者が参加する点であり、また企業、政府機関等の展示も盛んな点である。今年は、約30カ国・地域から4500人が参加した盛況な会議であった。2日間の Pre-Conference としてワークショップ日程が生まれ、会議本体では3日半にわたり General Session と位置づけられた分科会が開催された。265もの分科会が実施された。分科会開催と並行して会場内では機器展示が行われ、合計175ブースにおいて様々な機器が展示された。参加者には盲導犬や介助犬同伴の視覚障害者や電動車いす利用者などが多数おり、障害者自身の会議への関心の高さとともに障害者の参加を受け入れる体制が整っていることを実感した。今年の会議の特徴の日陰は、今回から高齢者を対象とした話題を扱う分科会が設定されたことである。

1. はじめに

アシスティブ・テクノロジーと呼ばれる福祉機器関連の技術動向は、いくつかの代表的な関連国際会議に参加することが効率的に情報収集を行う上で有効である。毎年、或いは各年開催される国際的な福祉機器関連の国際会議には、RESNA(The Assistive Technology and Rehabilitation Engineering Society of North America : 米国リハビリテーション工学協会が毎年開催)、AAATE(Association for the Advancement of Assistive Technology in Europa : ヨーロッパリハビリテーション工学協会が隔年に開催)、ARATA(Australian Rehabilitation & Assistive Technology Association : オーストラリアのリハビリテーション工学協会が隔年開催)、ICCHP(International Conference on Computers Helping People with Special Needs : オーストラリアのコンピュータ学会が中心となって開催)などがいくつか開催されている。特に視覚障害者

のための情報・コミュニケーション支援や、学習障害者のための支援などのトピックスが多く取り上げられている国際会議の一つとしてCSUN's 21st Annual International Conference "Technology and Persons with Disabilities" を挙げる事が出来る。今回は、IT 革命の動向との関連も深いことから、CSUN での技術動向調査を実施した。

2. 会議概要

会議はワークショップを主体とした「プレカンファレンス」(2日間)、分科会形式の発表を主体として運営される「ジェネラルセッション」(3, 5日間)並びにジェネラルセッションと並行して開設される展示会が骨子となっている。プレカンファレンスでは14件のワークショップが、またジェネラルセッションとして分科会は265件企画された。分科会のテーマは対象とする障害別では視覚障害、言語・聴覚障害、認知障害、学習障害、精神障害、高次脳機能障害といった障害を対象としたものを中心に議論が行われた。この会議の特色は、工学系研究者、PT・OT・ST等リハビリテーションの臨床現場の専門家、障害当事者、アシスティブ・テクノロジーの企業など、幅広い種類の参加者が参加する点であり、また企業、政府機関等の展示も盛んな点である。今年の参加者は4500人であった。

CSUN2006 の開催概要は以下の通りであった。

(1) 開催期間および会議スケジュール

開催期間:2006年3月20日～25日

会議スケジュール:

- ・ 3月20日(月) プレカンファレンス(特別ワークショップ)
- ・ 3月21日(火) プレカンファレンス(特別ワークショップ)、歓迎レセプション
- ・ 3月22日(水) 基調講演、ジェネラルセッション
- ・ 3月23日(木) ジェネラルセッション、展示会、国際レセプション
- ・ 3月24日(金) ジェネラルセッション、展示会
- ・ 3月25日(土) ジェネラルセッション、展示会

(2) 開催地: 米国カリフォルニア州ロサンゼルス

(3) 主 催: カリフォルニア州立大学ノースリッジ校・障害者センター

3. 参加対象者

会議の主催者側が想定している参加者像は非常に巾が広いのが特徴であるが、その主旨が会議の設立以来変わらずに巾の広い種類の参加者を集めていることは特筆に値する。いつも同じ施設を会場に選ぶことも含め、運営面での様々なバリアフリー化への工夫が功を奏していることと思われる。具体的にリストとして掲げられている参加対象者は次の通りである。

- ・ 障害当事者およびその家族
- ・ 特殊教育に携わる教員
- ・ 大学の教授・研究者
- ・ PT(理学療法士)、OT(作業療法士)

- ・ AAC(情報コミュニケーション支援)コンサルタント
- ・ 製造、販売、開発などを行っている企業関係者
- ・ 公共機関の職員
- ・ 国・地方自治体の政策立案担当者
- ・ 民間／公立リハビリテーションセンターなどのスタッフ
- ・ リハビリテーションエンジニア
- ・ 支援時術関連機器・サービス提供事業者
- ・ 言語障害治療臨床医
- ・ 人事専門家
- ・ 一般

今回は、約30カ国・地域から4500人の参加(事務局のアナウンスより)があった。

4. 会議会場

Hilton Loa Angeles Airport Hotel および Loa Angeles Airport Marriot Hotel の2カ所を使用して開催された。ロサンゼルス空港から至近の位置にあることと、毎回同じ会場で開催されることとが、さまざまな障害を持つ人々の参加を容易にする上で重要なポイントになっている。

5. プレカンファレンス

(1) プレカンファレンスの概要

3月20日(月)

M-1 Exploring Web Accessibility: A Hands-On Introduction

M-2 Features and Functionality of Accommodations for the Visually-Impaired

M-3 AAC for the Non-AAC Professional

M-4 Quality Indicators in Living with Technology

M-5 Accommodations in the Workplace: The How-To-Guide For Employment Practices

M-6 Technology Options for Deaf and Hard of Hearing Students in Various Settings

M-7 Learning Disabilities through the Educational Lifespan: Assessment, Functional Limitations and Appropriate Interventions for Success

3月21日(火)

T-1 The Next Generation of Web Accessibility Work

T-2 Engaging Students with Significant Multiple Challenges: Light Tech to High Tech

T-3 U.S. Federal Government Initiatives: Developing a Highly Accessible and Integrated Workplace

T-4 Overview of Assistive Technology: AT Basics + Conference Guide

T-5 Independent Living Across All Ages

T-6 Planning for the Future: Quality of Life Resource for Caregivers

T-7 The Evaluation Process for Complex Communication Needs

(2) T-4: 支援技術の概要

以下では、プレカンファレンスの中で参加した T-4(Full-Day)におけるワークショップ内容を紹介する。

まずは参加者の自己紹介から始まり、参加者各自のバックグラウンド、ワークショップに期待すること、などを自己紹介した。参加者は25名程度でアメリカ、カナダ、韓国、日本からの参加者となった。

支援技術の内容はAAC、座位保持、車いすによる移動についてなど、多岐にわたった説明であり、国内ではリハ工学カンファレンス開催時に SIG(Special Interest Group)の活動があるが、これらを一まとめにしたような印象である。しかしながら、多くの時間を割いて説明があったのはAACに関する支援技術内容の説明である。

最初に提示されたことは、支援技術の本質はローテク、ハイテクを問わず、利用者のニーズ、可能性、行うタスクに如何にマッチさせるか、そのためのツールを用意し、どのように使用していくかということを考えなければならない、ということである。

また、支援チームの構成に関しては、チームの中心には常に障害者(児)がいるべきであり、それを支えるチームメンバーは様々なかかわり方が必要とされる。それは、知識であったり、観察力、支援技能、アイデア、などを提供することで、多面的な客観性が不可欠であることが示された。

就学時期の特殊教育に関するプログラム(IEP: Individual Educational Program)の重要性、認知障害者に対する支援方法についても説明があり、教育者への啓蒙が進んでいることを感じた。

図1にワークショップの様子を示す。



図1 ワークショップの様子

6. ジェネラルセッションの概要

(1) セッションの構成

ジェネラルセッションでは265件の発表が行われた。トピックス全体をカテゴリーに分類する場合の一覧をアルファベット順に並べると次の通りになる。この中で Aging は今回から新しくお目見えしたカテゴリーである。

- ・AAC (Argumentative or Alternative Communication)
- ・Access IT (Information Technology)
- ・Aging
- ・All Inclusive
- ・Assessment
- ・Blind/Low Vision
- ・Cognitive
- ・Deaf and Hard of Hearing
- ・EASI
- ・In The Workplace
- ・Internet / WWW
- ・In The Classroom
- ・Learning Disabilities
- ・Tool Factory

(2) 全体の傾向:

2006 年の CSUN の新たな傾向は、高齢者に関するセッションが設けられたことである。

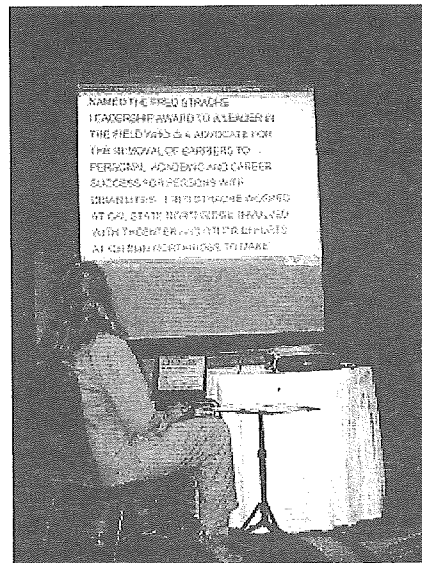
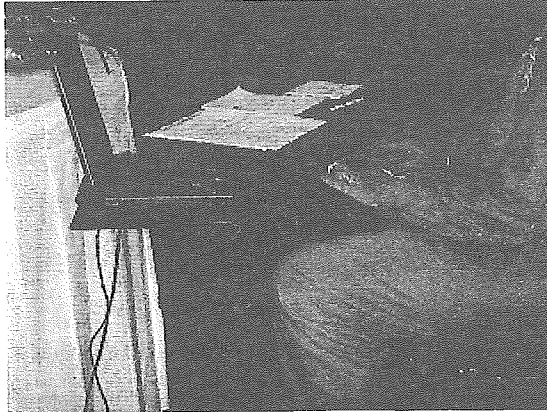
しかし学習障害や、肢体不自由、視覚障害に関する発表レベルに比べると、発展途上という印象の発表が多い。また、支援技術そのものの発表と共に、その運用に関する発表が多く見られた。

「真の目的は障害者自身が社会で自由に活躍できるようにすること」であり、それを実現するためには、道具とそれを使う環境が整わなければならないという点が強調されていた。

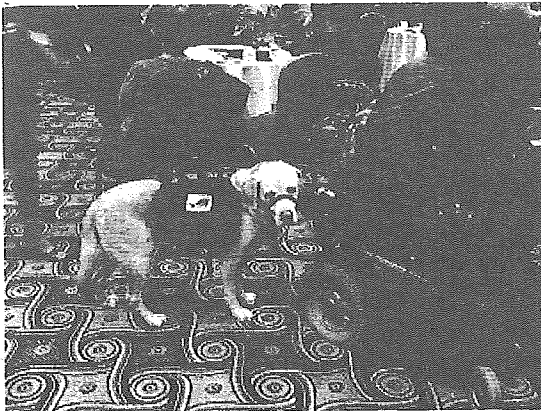
現実社会の問題を解決するためには現実的な解が必要である点が強く訴えられていた。

発表者に対しては、質問者と十分な議論ができるように、1 時間の発表時間が与えられ、学会発表のような堅苦しもなく、発表中でも適宜質問を受けながらセッションを進めていた。セッションは同時進行であるため、興味のある内容が 2 会場で同時に発表されていることも多い。そのため、会場への出入りは自由であり、セッションの進行度合いにより別会場に移動する参加者も見受けられる。その点でも、後援者と聴講者が一体となり会議を楽しんでいる様子が伺えた。

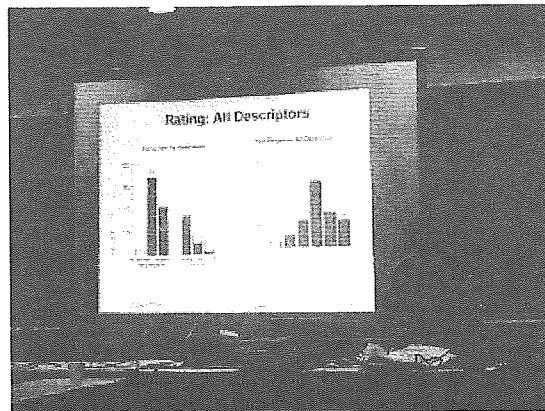
図2に会議の様子を紹介するスナップ写真を示す。



速記タイプライタによるリアルタイム字幕サービス（レセプションにおいて）



介助犬を同伴して



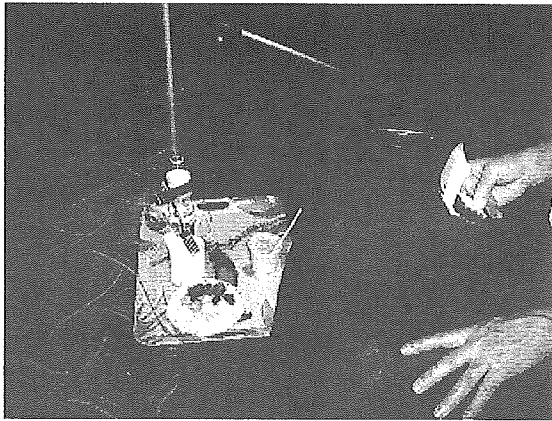
セッションの様子（点字資料も用意されていた）

図2 会議の様子を紹介するスナップ写真

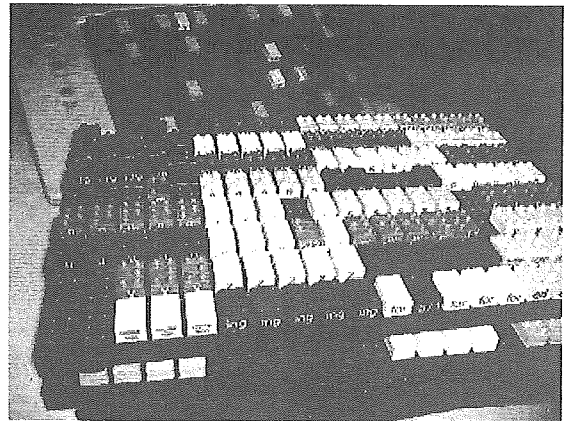
7. 機器展示

HILTON と MARRIOT 両ホテルにて、175ブースによる実物展示が行われた。展示内容を製品で分類すると、視覚障害(全盲/ロービジョン)関係が約半数を占めもっとも多い。他は VOCA (Voice Output Communication Aids)、AAC(代替・拡大コミュニケーション)、代替入力/キーボード装置、教育用ソフト、学習障害者向けソフトなどである。視覚障害者向けの機器が多いこともあり、会場には盲導犬を伴った視覚障害者の姿が多い。

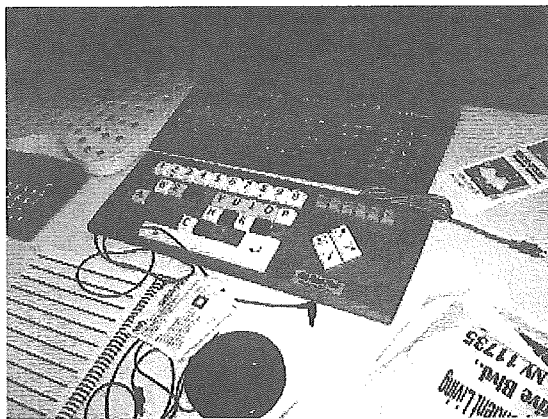
図3に提示会会場での様々な展示の様子を示す。



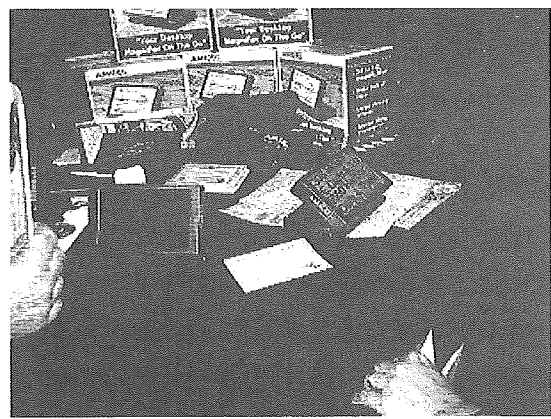
ロボットアーム



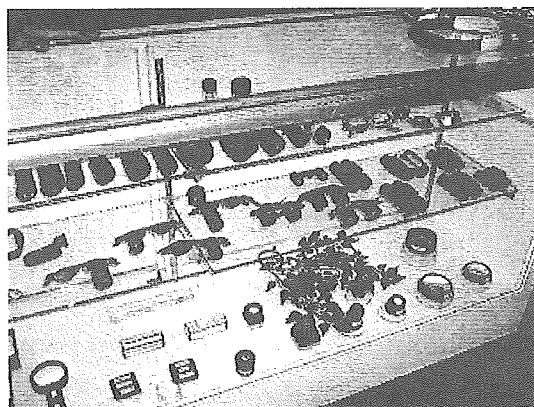
点字学習用ボード（点字が大きい）



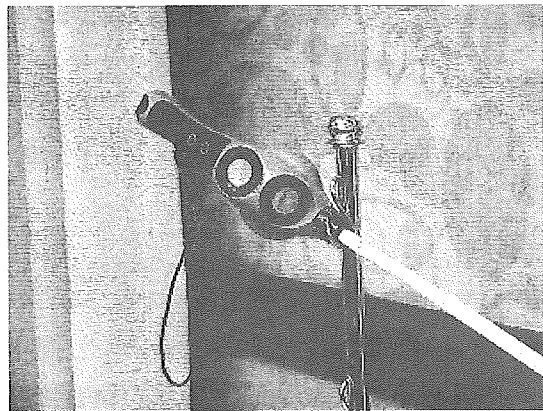
カラフルなキーボード（弱視者にも対応可）



ポータブル拡大読書機



弱視者向け眼鏡



障害物知覚杖（超音波で障害物を検知）

図3 提示会会場での様々な展示の様子

8. その他、アクセシビリティ関係

電動、手動を問わず、各所における車いすでのアクセシビリティは高い。入り口には段差のない店舗が多く、車いすでの入店が可能である。段差があっても段差解消機があるためアクセシビリティは確保されている。

また、エレベータの位置を示す表示も各所に見られ、車いす利用者以外でも利用しやすい。ホテルには貸し出し用の電動車いすもあり、障害者への配慮が見られる。

その他、ダストボックスに付属の取手、インフォメーションカウンターの車いす利用者への配慮など、が目にとまった。

図4、図5、図6に会場付近で目にしたアクセシビリティへの配慮の様子を示す。



車いすでの入店可能であることを示す



入り口の左下にマークがある

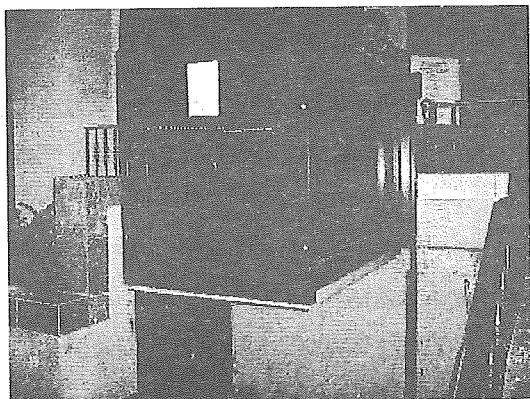


エレベータの位置を示すマーク



ホテルに備え付けの電動車いす

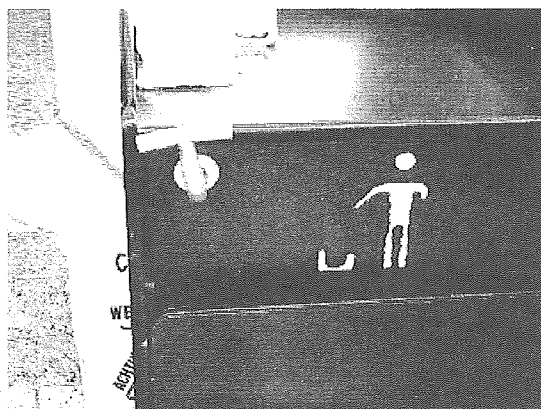
図4 会場におけるアクセシビリティへの配慮の様子(その1)



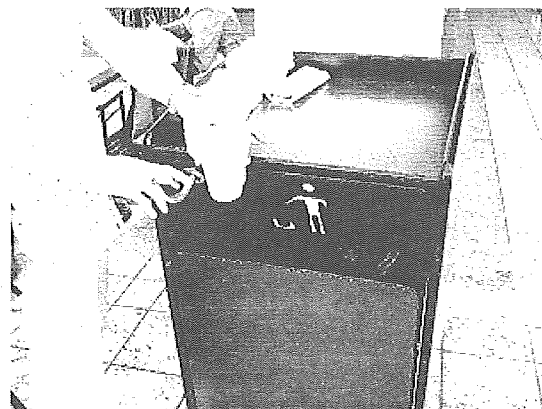
店舗にあった段差解消機



内部の操作パネル



ダストボックスに付属の取手



取手があることでごみを捨てやすい



インフォメーションカウンターの車いす利用者への配慮

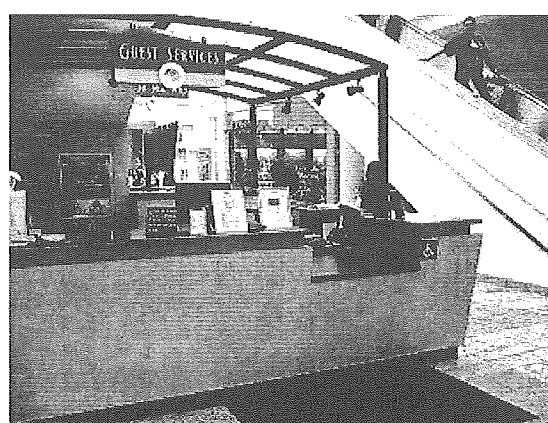
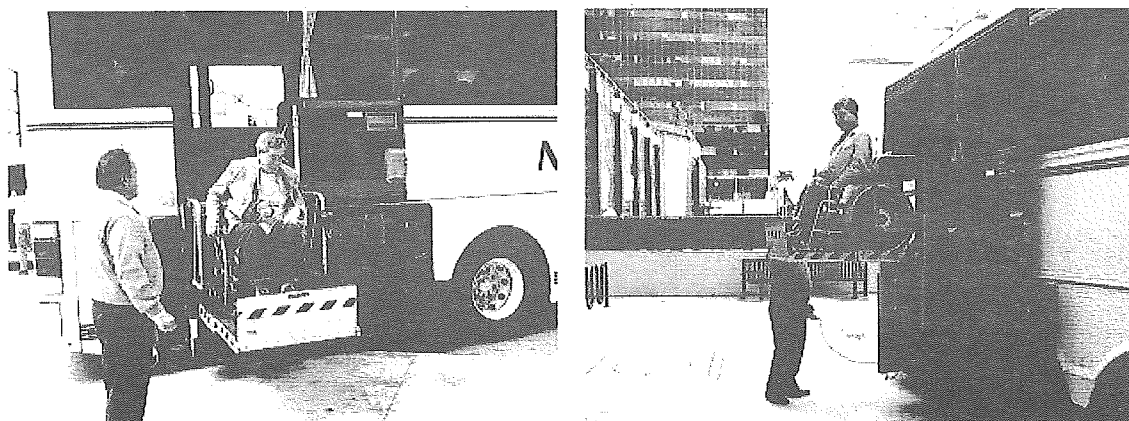


図5 会場におけるアクセシビリティへの配慮の様子(その2)



リフトバスの車いす対応

図6 会場におけるアクセシビリティへの配慮の様子(その3)

9. まとめ

この会議の特色は、工学系研究者、PT・OT・ST等リハビリテーションの臨床現場の専門家、障害当事者、アシスティブ・テクノロジーの企業など、幅広い種類の参加者が参加する点であり、また企業、政府機関等の展示も盛んな点である。参加者には盲導犬や介助犬同伴の視覚障害者や電動車いす利用者などが多数おり、障害者自身の会議への関心の高さとともに障害者の参加を受け入れる体制が整っていることを実感した。

今年の会議の特徴の1つに、高齢者を対象とした話題を扱う分科会が設定されたことが挙げられる。高齢社会が他国よりも選考している我が国としてこの分野の取り組みは重要であると考えられる。

福祉機器政策は法律に準拠して整備されることになるが、展示会における機器開発の動向も、米国のノーマライゼーションの政策を色濃く反映しつつあるように思われた。特に図書館などの公共施設のバリアフリー化やアクセシビリティ強化の取り組みは、福祉機器産業界に新しいマーケットをもたらしているようである。福祉機器産業の市場の動向分析に当たって、総合的な動向調査と分析を進めていきたい。

参考資料（Ⅱ. 分担研究報告 1. 中国・韓国における福祉施策・福祉用具施策の動向）

中華人民共和国法身体障害者保障法

（1990年12月28日第七回人民会議における委員会の第17会議により採択された。）

第1章 包括条項

第1条（目的及び根拠）

この法律は、憲法に基づき、身体障害者の法的権利及び利益を保護し、身体障害者のための事業を発展させ、身体障害者の平等かつ十分な社会生活への参画並びに社会における物質面及び文化面での富の共有を保障することを目的として制定されたものである。

第2条（定義、分類及び基準）

身体障害者とは、精神面あるいは身体面においてある器官もしくは機能が欠けているという異状を有する者、あるいは、正常と思料される方法での活動をなす能力を部分的に欠くという異状を有する者を言う。

この法律に言う「身体障害者」という言葉は、視覚、聴覚、言語能力、身体能力における障害あるいはその他の障害を有する者達のことを言う。

身体障害者の分類基準は国会において決められなければならない。

第3条（権利の保障）

身体障害者は、政治的、経済的、文化的、社会的領域、家庭生活、及びその他の側面において、他の市民と同様の権利を享受できなければならない。

身体障害者の市民権及び個人の尊厳は法律によって保障されなければならない。

身体障害者に対する差別、侮辱、及び侵害行為は禁止される。

第4条（特別な援助）

国家は、身体障害者自身の障害及び外部からの障害を緩和及び減少し、身体障害者の権利の実現を確実にするために、追加的な方法及び援護的な処置を設けることで、身体障害者に対して特別な援助を施さなければならない。

第5条（特別な保証）

国家及び社会は、職中あるいは国家及び人民の利益を守るために負傷あるいは障害を負った軍人及び障害を負った者のために、特別な保証や、優越的な待遇や年金を施さなければならない。

第6条（政府の責務）

すべての統治機関は、身体障害者のための事業が経済及び社会の進歩と調和のとれた発展をするように、主導性を強化して、予算編成、全体的な計画、協力及びその他の法整備をし、経済的社会的発展のために事業を統合しなければならない。

国の審議会及び中央政府の直接の指揮下にある省、自治区、自治体の政府は、身体障害をもつ人々のための仕事に関する部門を統合するために構成された法規の採用をしなければならない。国の審議会及び（あるいは）中央政府の直接の指揮下にある省、自治区、自治体の政府は、特定の公共施設の設立について決定しなければならない。

種々の統治機関の指揮下にある関係各部は、身体障害者と緊密に連携をとり、身体障害者から意見を聞き、身体障害者のための仕事において、それぞれの責務を果たさなければならない。

第7条（社会の責務）

すべての社会は、社会人道主義を示し、身体障害をもつ人々を理解し、尊重し、気遣い、助け、身体障害者のための仕事を援助しなければならない。

国家機関、非政府組織、企業、各機関、及び都市部や農村部の大衆レベルの組織は、それぞれの責任の範囲内で、身体障害者のための仕事もなさねばならない。

身体障害者のための仕事に従事する国家公務員やその他の職員は、身体障害者への奉仕というその崇高な責務を果たすために、熱心に働かなければならない。

第8条（身体障害者連盟の責務）

中国身体障害者連盟（CDPF）およびその地方支部は、身体障害者の共通の利益を代表し、身体障害者の法的権利や利益を保護し、団結し、身体障害者を教育し、身体障害者のために奉仕しなければならない。

CDPFは、政府から委任された職務を引き受け、身体障害者のための仕事を指揮し、身体障害者のための事業を発展させるために、団体を動員しなければならない。

第9条（養親、後見人及び家族の責務）

身体障害者の養親は、養子に対する義務を果たさなければならない。

身体障害者の後見人は、保護する義務を果たし、被後見人の法的権利及び利益を保護しなければならない。

身体障害者の家族や保護者は、身体障害者の自立する能力を高めるために、励まし、助力しなければならない。

身体障害者に対する虐待や遺棄は、禁ずる。

第10条（身体障害者の義務）

身体障害者は、法律を遵守し、果たすべき義務を履行し、公の秩序に従い、社会倫理を尊重

しなければならない。

身体障害者は、明るく何事にも挑戦する精神を顕示し、自尊心、自信、及び独立心を持ち、社会全体に貢献しなければならない。

第 11 条 (障害の予防)

国家は、計画に従って身体障害予防の仕事を引き受け、この点についての主導的な立場を強化しなければならない。また、国家は、身体障害予防と同様に、出生前及び出生後に体に対してよく注意するという点についての知識を社会に広めなければならない。また、国家は、遺伝、疾病、薬害、事故、災害及び環境汚染などの身体障害の原因についての法律や規則を制定しなければならない。さらに、国家は、団体を組織し、これを動員することで身体障害の発生及び深刻化を防止する方策を採らなければならない。

第 12 条 (賞)

政府及び関係各部署は、社会全体について優れた功績を残した身体障害者及び、身体障害者の法的権利や利益を保護すること、身体障害者のための事業を促進すること、身体障害者へ奉仕することにおいて著しく貢献した者を表彰しなければならない。

第 2 章 リハビリテーション

第 13 条 (責務)

国家及び社会は、障害者が普通の機能を回復することを援助し、また失われた機能を補償し、それにより社会に参加できる能力を高めることができるためのリハビリテーションの法律を採択しなければならない。

第 14 条 (指導原理)

リハビリテーションの仕事は、実情に即すように、リハビリテーションの機関を中核に据え、地域社会に根ざしたリハビリテーションを基本として、障害者の家族の支援にも重きをおきながら、現在の新しいリハビリの技術と伝統的な中国の技術を結合させて行わなければならない。

重要点は、実用的で理解しやすく、広範囲にわたって有益である、リハビリテーション事業におかれなければならない。

更に効果的なサービスを障害者に提供するべく、新しいリハビリテーションの技術の調査・探究・適用に努力がなされなければならない。

第 15 条 (履行)

政府及び関係当局は、医学的リハビリテーション科 (部門) を病院に設立し、適切・特別な